

第152回  
青森県都市計画審議会  
議事録

令和6年6月12日（水）

日 時：令和6年6月12日（水） 午後2時00分から午後2時40分

場 所：新町キューブ3F会議室

出席者：議長	馬渡	龍	
委員	堀内	一穂	
委員	高樋	忍	
委員	古戸	睦子	
委員	藤林	吉明	
委員	前島	明成	（代理：藤田 正人）
委員	山本	巧	（代理：阿保 和徳）
委員	石谷	俊史	（代理：吉川 博幸）
委員	小野寺	健一	（代理：小谷 浩信）
委員	山谷	清文	
委員	山田	知	

以上11名出席

議 事

議案第1号 弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び  
板柳都市計画下水道の変更（青森県決定）について

## 【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、第152回青森県都市計画審議会を開会いたします。それでは最初にお配りしている資料の確認を行います。事前に送付している資料として1. 次第、2. 委員名簿、3. 委員席図、4. 議案書、5. A3判横の参考資料がございます。本日も持参いただいていない場合はお席までお持ちしますので事務局までお申し付けください。次に、本日も配付した資料としまして、6. 表紙に青色文字で第152回青森県都市計画審議会と記載された本日スクリーンへ映す説明資料を印刷したものがございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、今回、第2号委員に異動がございましたので、委員の皆様を紹介いたします。委員名簿をご覧ください。

第1号委員は学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校 産業工学システム工学科 准教授の馬渡 龍 様でございます。

弘前大学大学院 理工学研究科 准教授の堀内 一穂 様でございます。

公益社団法人 青森観光コンベンション協会の高樋 忍 様でございます。

一般社団法人 青森県建築士会の古戸 睦子 様でございます。

公益財団法人 青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明 様でございます。

公募委員の鎌田 正邦 様は本日欠席されております。

第2号委員は、関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の前島 明成 様でございます。本日は代理として、東北農政局農村振興部 農村計画課長の藤田 正人 様がお出席されております。

東北地方整備局長の山本 巧 様でございます。本日は代理として青森河川国道事務所 副所長の阿保 和徳 様がお出席されております。

東北運輸局長の石谷 俊史 様でございます。本日は代理として、東北運輸局青森運輸支局 次長の吉川 博幸 様がお出席されております。

青森県警察本部長の小野寺 健一 様でございます。本日は代理として、青森県警察本部 交通部 交通規制課長の小谷 浩信 様がお出席されております。

第3号委員は、市町村長を代表する方でございます。  
青森県市長会会長の西 秀記 様は本日欠席されております。

第4号委員は県議会議員の方でございます。  
山谷 清文 様でございます。  
山田 知 様でございます。  
齊藤 爾 様は本日欠席されております。

第5号委員は、市町村の議会の議長を代表する方でございます。  
青森県町村議会議長会 会長の松林 義光 様は本日欠席されております。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員15名中11名のご出席をいただいております。全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。  
青森県県土整備部都市計画課長の垂井 祐司です。  
青森県県土整備部建築住宅課長の木村 博隆です。

それでは議事に移ります。青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、馬渡会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

**【馬渡会長】**

はい。それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。慣例によりまして、私から本日の議事録署名委員を2名指名させていただきたいと思っております。山谷委員と山田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【山谷委員・山田委員】**

はい。

### 【馬渡会長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは議案の審議に入りたいと思います。まずは議案第1号、弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道の変更（青森県決定）について、事務局より説明をお願いいたします。

### 【事務局】

それではご説明いたします。青森県都市計画課の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

議案第1号 弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道の変更（青森県決定）についてご説明いたします。正面のスクリーンに投影したスライド資料を用いてご説明いたします。スクリーンとお手元に配付しましたスライド資料は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧ください。

それでは、スライド資料の右下に付しておりますページ番号の2ページ目から説明を開始いたします。

今回変更する都市計画下水道の内容は、岩木川流域下水道事業において汚泥有効利用施設整備運営事業を実施するため、岩木川浄化センターの区域の一部を変更するものです。また、都市計画の表記内容において、市町村合併前の旧市町村名が表記されている箇所がありましたので、現在の地名への変更をあわせて行うものです。

まず、都市計画下水道について説明します。資料は3ページです。

下水道法で規定される下水道には、流域下水道と公共下水道があります。流域下水道は、2つ以上の市町村の区域における下水を排除するもので、かつ、終末処理場を有する下水道のことをいい、原則として都道府県が実施する下水道事業となるため、都道府県の都市計画決定により実施しております。本県では、岩木川流域と馬淵川流域の2つの流域下水道を管理しており、今回の変更は岩木川流域下水道に関するものですので、県決定の内容となります。

一方、公共下水道は単独の市町村で整備するものであり、終末処理場を整備して処理する場合や、流域下水道に接続して、処理は都道府県が管理する流域下水道の処理場で処理する場合がありますが、こちらは市町村の都市計画決定で実施しております。今回の都市計画変更については、弘前市決定の都市計画変更もあわせて行っておりますので、後ほどその点についてもご説明いたします。

まず、下水処理の仕組みについて、ご説明したいと思います。資料は4ページです。

各家庭や事業所などから、埋設された管渠を通じて下水処理場に流れてきた汚水は、まず、沈砂池ポンプ棟で大きなゴミや砂を取り除いた後、最初沈殿池という水処理施設に入ります。ここでは、汚水を緩やかに流し、比較的重い汚泥を沈めます。次のエアレーションタンクには、活性汚泥と呼ばれる細菌類や微生物が多く含まれており、空気を吹き込むことによって、微生物は汚水の中の有機物を栄養分として増殖し、汚泥成分を沈みやすい固まりにします。この固まりを最後、最終沈殿池で沈め、きれいになった上澄みの水は、塩素消毒して川や海へと放流、又はろ過して処理場内の雑用水として再利用いたします。

一方、沈殿した汚泥は沈殿池の底から集められ、濃縮や脱水などの工程によって水分を取り除き、減量化して廃棄物として処分いたします。岩木川浄化センターでは、センター内の汚泥焼却設備で焼却し、灰にして処分しておりますが、この汚泥焼却設備が耐用年数を大きく超過しており、老朽化により故障や維持管理費の増加などが懸念されていることから、汚泥有効利用施設として肥料化施設へと更新することとなっております。

続いて、都市計画の変更についてご説明します。5ページをご覧ください。

図は、岩木川流域下水道の総括図となっております。岩木川流域下水道は、弘前広域、黒石、浪岡、板柳の4つの都市計画区域における8つの市町村からの汚水を処理しております。流入ルートは南側と北側の2方向があり、南側からは、弘前広域都市計画区域の弘前市からの汚水、逆に北側からは、北東方向の浪岡都市計画区域の青森市浪岡地区、東方向の黒石都市計画区域の黒石市、その後、南東方向から弘前市の一部、平川市、藤崎町、大鱈町及び田舎館村が合流し、最後に北方向の板柳都市計画区域の板柳町が合流して、浄化センターに流入しております。

岩木川浄化センターの区域の変更について、ご説明いたします。資料は6ページです。

図は岩木川浄化センターの敷地全景です。岩木川浄化センターは、弘前市が所有する敷地中央から南側の弘前市下水処理場の敷地に隣接しており、取り囲む形で配置しております。なお、この弘前市下水処理場ですが、弘前市では、岩木川浄化センターの供用より早い昭和48年から、中心市街地部の下水処理をこの弘前市下水処理場で行っておりましたが、平成27年にこの汚水処理を岩木川流域下水道に統合しており、現在は、雨水処理のみを行う公共下水道の処理場として運用しております。先ほど3ページでご説明したように、弘前市決定の都市計画下水道の区域となります。

岩木川浄化センターに戻りまして、現在運用している汚泥焼却設備の代替施設として肥料化施設を建設いたしますが、岩木川浄化センターで発生する汚泥の量から計算し、肥料化施設は2棟建設する計画となっております。肥料化施設A、Bと示されている部分が現在空き地となっております。ここに建設することとしておりますが、施設Bの方が県の所有する土地と市の所有する土地にまたがっておりますので、赤色の部分、約9千300平方メートルについて、昨年度、弘前市と土地売買契約を結び、県で取得いたしました。今回、この部分を新たに下水道区域に追加することにより、岩木川浄化センターの敷地面積は約17万2,000平方メートルから約18万1,300平方メートルに変更となります。

これに伴う弘前市決定の下水道区域の変更が7ページとなります。

弘前市下水処理場の敷地面積は、約6万8,000平方メートルから約5万8,700平方メートルへと、約9,300平方メートルの減となり、こちらの都市計画変更については弘前市の方で手続きを行っております。

以上が、岩木川浄化センターの区域の変更に関する説明となります。

続きまして、市町村合併に伴う表記の変更について説明しますので、8ページをご覧ください。

都市計画に記載する排水区域については、流域下水道に接続する市町村の公共下水道を表記いたしますが、旧市町村の表記のままとなっておりますので、こちらの表記を変更するものです。弘前市と合併した旧岩木町公共下水道を削除し、旧弘前市部分とあわせて弘前市公共下水道と変更するものです。旧尾上町と旧平賀町は合併により平川市となっており、平川市公共下水道と変更するものです。また、青森市と合併した旧浪岡町公共下水道は、青森市公共下水道と変更するものです。

9ページをご覧ください。

下水管渠については、③岩木・弘前幹線、⑤浪岡・田舎館幹線、⑥常盤・田舎館幹線について、旧岩木町、旧浪岡町、旧常盤村の地名を現在の地名に変更するものです。

10ページをご覧ください。

その他の施設については、中継ポンプ場の位置の表記の変更となります。③平賀中継ポンプ場、④弘前中継ポンプ場、⑥浪岡中継ポンプ場、⑧平賀第二中継ポンプ場について、市町村合併及び住居表示の変更により、現在の地名に変更するものです。

次に、都市計画変更の手続きについてご説明いたします。11ページをご覧ください。

都市計画変更の原案について、説明会を令和6年2月19日に開催しましたが、参加者はいらっしゃいませんでした。原案の縦覧を2月19日から3月4日まで行い、公聴会を3月21日に予定しておりましたが、公述の申出がありませんでしたので中止としております。

原案に対する意見がないことから、原案をそのまま変更案とし、改めて変更案を公告し、5月16日から5月29日にかけて縦覧いたしました。この縦覧期間中に変更案に対する意見書を提出する機会を設けましたが、提出はありませんでした。また、流域8市町村に対しても6月5日までに意見聴取を求めましたが、こちらも意見は提出されておられません。

なお、原案説明会から案の縦覧までは、弘前市決定の手続きと日程をあわせて進めております。弘前市都市計画審議会は5月31日に開催され、異論等は

ございませんでしたので、本日、本審議会においてご審議いただき、議決いただけました場合には、弘前市と同日で決定告示するよう、手続きを進めたいと考えております。

最後に、汚泥有効利用施設整備運営事業について概要をご説明させていただきます。12ページをご覧ください。

まず、法的な背景ですが、平成27年に下水道法が一部改正となり、下水道における再生可能エネルギーの活用が明示されました。その中で、下水汚泥については、燃料又は肥料として再生利用することという努力義務が課されるものとなり、特に昨今では、ほぼ輸入に依存している尿素、リン、塩化加里などの化学肥料原料の価格高騰といった情勢を受け、肥料としての利用を拡大していく流れとなっております。

下水汚泥の再生利用方法について、ご紹介します。資料は13ページです。

下水の処理過程で発生するバイオガスを取り出し、発電の燃料として利用する方法や、乾燥させ固定燃料として利用する方法、リン成分のみの回収や、コンポストにより肥料として農業に活用する方法などがあります。岩木川浄化センターではこれまで、焼却灰を建設資材のセメント材料とする再生利用を行っていましたが、今後はコンポストによる肥料化を行っていきます。

全国の農業活用例を14ページでご説明します。

国においても、下水道資源を農業利用する取組をBISTRO（ビストロ）下水道と称してPRしております。青森県でも既に、下水汚泥から作られた肥料を利用してニンニクやジャガイモの栽培に使われており、資料には記載がありませんが、嶽きみやリンゴでも試験栽培が行われています。

15ページをご覧ください。

青森県の下水汚泥の処分状況についてご説明します。県内には、県や市町村が管理している下水処理場がありますが、特徴として、三八上北地方では民間による肥料化が盛んに行われている一方、津軽地方では焼却処分の割合が多く、建設資材として活用する事例が多くなっております。岩木川浄化センターにおいて、汚泥焼却設備に代わり汚泥有効利用施設を導入することで、県事業

では、ほぼ全ての下水汚泥が肥料として有効活用されるものとなり、津軽地方の肥料化も進んでいくものとなります。

最後に、16ページで岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業についてご説明します。

本事業は、肥料化施設の建設により、地域から発生する下水汚泥を肥料化し、その肥料を利用してできた農作物をまた地域で消費していただくという、下水汚泥を地域資源とした地産地消による循環型社会の形成を目指しているものです。

右側の写真は肥料化施設の建設イメージですが、既に供用開始されている他県の同様の肥料化施設で、内部に積まれているのが下水汚泥です。ここでは、微生物によって下水汚泥の発酵・分解が行われ、約45日程度で肥料が作られます。事業スケジュールとしては、現在、施設の設計がほぼ完了しており、令和7年度までに工事を行い、令和8年度から運営を開始する予定で進めております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

#### **【馬渡会長】**

ただいま説明のありました議案第1号に関しましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第1号について、原案通り決することでご異議ございませんでしょうか。

#### **【各委員】**

異議なし。

**【馬渡会長】**

はい、ありがとうございます。それではご異議無いようですので、議案第1号について原案通り決定することといたします。

これで本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対して審議結果について原案の通り議決された旨を答申することといたします。それでは司会の方にお戻ししたいと思います。

**【司会】**

馬渡会長ありがとうございました。皆様方には、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、これもちまして、第152回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。